明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働九）　一
〔省　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通八一）　九
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委六二）　二
○船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（国土交通一四二）　四
○船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する件（同一四三）　四
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同一四四）　五
○道路に関する件（東北地方整備局二五九～二六五）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局三四三、三四四）　九
○道路に関する件（中国地方整備局一一〇～一一二）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局一三九、一四〇）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　一〇
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一三
海事代理士試験合格者（同）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、平成二十八年度ガス主任技術者試験の合格者関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第九号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「平成十三年厚生労働省令第二百四十八号」を「平成十三年厚生労働省令第百七十五号。以下「規則」という。」に改める。

第十条に次の一号を加える。

九　加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

第十一条第一項に次の四号を加える。

六　規則第二十二条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面
七　規則第六十九条の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面
八　規則第七十条第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面
九　規則第七十条第五項の規定により通知した内容を記録した書面

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿
金融庁長官　殿
財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名　印

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	